

サプライヤー 行動規範

B0 Public | 2024年9月 - V4.1

サプライヤー行動規範 – はじめに

グローバルに活動するスイスの同族経営企業として、ビューラーは持続可能性に取り組んでいます。私たちの目的は「よりよい世界のためのイノベーション」であり、長年にわたり、ソリューション、製品およびサービスの商用性と持続可能性パフォーマンスの両面の改善のための研究開発に注力してきました。ビューラーは食品の安全確保に向けたソリューションの形成と先端材料加工アプリケーション市場の革新に貢献しています。道徳的、社会的、環境的責任はビューラーの長期業務戦略を構成する一部となっています。この目標を実現するには、ビューラーとお取引のあるサプライヤー、第三者仲介業者、契約企業の皆様（以下「サプライヤー」）の間でもこの標準を共有していただく必要があります。重要なビジネスパートナーである皆様は、ビューラーの取り組みの成功に大きな影響を与えます。このサプライヤー行動規範（以下「規範」）をもって、ビューラーのサプライチェーンにおける最低基準を定め、社会と環境への貢献向上に継続的に取り組んでまいります。

この規範の要件は、OECD多国籍企業行動指針、国連のビジネスと人権に関する指導原則、ILOの中核的労働基準、国連グローバル・コンパクトの原則等の国際的標準の原則に従っています。



サプライチェーンで環境へのインパクトの改善をめざす取り組みには、皆様のご協力が不可欠です。

敬具

Harry Blöchlinger
Chief Procurement Officer
Bühler Group

サプライヤー行動規範 – 倫理的な事業活動

ビューラーは、サプライヤーがこの規範の必要条件と適用されるすべて国内・国際法および規則に従うことを期待します。私たちは公平かつ競争的な市場システムの維持に取り組み、サプライヤーに対して、競争法と独占禁止法の適用条項に従うことを期待します。さらにあらゆる形態の腐敗、贈賄および違法な貿易慣行を厳しく禁じます。

倫理的な財務慣行

サプライヤーの皆様は、正確かつ透明性の最も高い財務報告基準を維持することが求められます。これには、金融詐欺防止のための強健な会計実務の実装および内部統制の有効なシステムが必要となります。サプライヤーの皆様には、ビジネス関連の財務情報をすべて正確に作成・記録・保存することと、財務報告に関係する準拠法と規制要件への完全なコンプライアンスの保証が期待されます。

腐敗、贈収賄、利害関係における相反

ビューラーは、サプライヤーの皆様は、どのような形態であっても、不正行為や贈収賄に直接的にも間接的にも関与しないことを要請いたします。これには、政府関係者や民間の取引先による公的業務に影響を与えたり、何らかの利益を得たりすることを目的に、何らかの価値のあるものを提供、受領、約束することが含まれます。サプライヤーの皆様には、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄防止法、OECD外国公務員贈収賄防止条約等、国際ビジネス取引に適用されるすべての贈収賄防止関連法の遵守を要請いたします。さらに、サプライヤーの皆様には、ビューラーとの取引関係に影響を及ぼす利害関係の相反状態を回避する、または開示することを要請いたします。

マネーロンダリング、制裁

サプライヤーの皆様は、マネーロンダリングやテロの資金調達を直接的にも間接的にも促進せず、適用さえるすべての輸出入管理、制裁に関連する法令、適用されるその他の貿易コンプライアンス関連法令を遵守する必要があります。



サプライヤー行動規範 – 環境上の責任

サプライヤーの皆様には、コンプライアンスの維持のため、適用されるすべての環境法を遵守すること、および環境に関するすべての承認要件および規制要件の報告ガイドラインに従い、維持することを要請いたします。サプライヤーの皆様は、国際標準(例えばISO 14001など)に従った有効な環境管理システムを採用し、基準の要件を満たす必要があります。

気候変動と温室効果ガス排出への対応

サプライヤーの皆様はその事業戦略に気候変動防止対策を組み入れ、気候変動がオペレーションとサプライチェーンにもたらすインパクトとリスクを評価する必要があります。サプライヤーの皆様は、科学的に妥当な基準(例えば科学に基づく目標イニシアチブ(SBTi))と提携し、将来の低炭素排出社会実現に向け合理的な努力を試みる必要があります。この点で、サプライヤーの皆様は、気候変動対策として温室効果ガス(GHG)排出量およびその他汚染物質の削減に積極的に取り組むことが求められます。

サプライヤーの皆様には、国際的に認識された基準(例えばGHGプロトコル、ISO 14064)にしたがって、オペレーションによって直接引き起こされた排出(スコープ1)、エネルギー消費量によって間接的に引き起こされた排出(スコープ2)、バリューチェーンを通じた排出(スコープ3)を含めたGHG排出量を計算することが要求されます。

排出量の有効な管理を保証し、科学的に有効な排出削減目標を設定するため、サプライヤーの皆様は、オペレーション戦略に排出量計算を統合する必要があります。

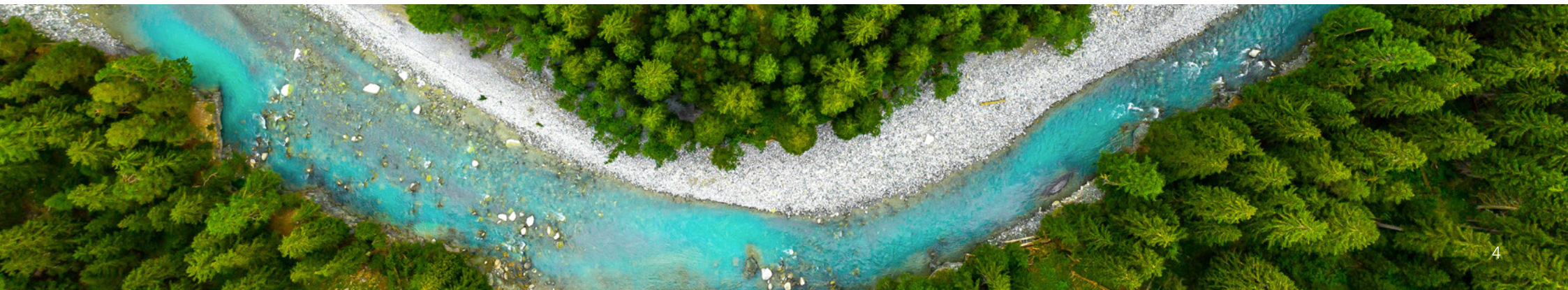
消費電力

サプライヤーの皆様は省エネルギー手段によって全体的なエネルギー消費削減を優先する必要があります。これは継続的にエネルギー消費をモニターし、記録を維持し、エネルギー効率の良い設備および建物アップグレードし、システムとプロセスの最適化を持続的に追求することが含まれます。

サプライヤーの皆様はオペレーションで使用する電力に再生可能エネルギーを利用することに焦点を当てる必要があります。これは、高品質の再生可能エネルギー(例えばRE100基準に準拠したもの)の責任ある購入だけでなく、ソーラーパネル設置のような自家発電オプションを調査することも含んでいます。これを達成するために、サプライヤーの皆様は、自社設備での再生可能エネルギー生産の実現可能性を評価し、エネルギー戦略に統合する必要があります。

水資源スチュワードシップ

サプライヤーの皆様は、責任ある用水管理を行い、用水の消費を最適化するために率先した手段を取る必要があります。これは用水使用評価と計量実施、定期的な用水消費リスクアセスメント、また、水の消費を削減し、かつ用水使用



サプライヤー行動規範 – 環境上の責任

効率を改善するための手段を実装することを含んでいます。またサプライヤーの皆様は、厳格な排水処理慣行により汚染物質を環境に放出しないように取り組む必要があります。

廃棄物管理

サプライヤーの皆様は、可能な限り、廃棄物の最小化と循環経済実現を目指した実装方針およびプロセス、すなわち、削減、再使用、再利用、環境復元に取り組む必要があります。サプライヤーの皆様は、製品ライフサイクル全体で、廃棄物の発生を減らしていくために、初期の製品計画と設計に環境への配慮を統合することが推奨されます。さらに、サプライヤーの皆様は、処分に先立って、規制基準と環境上のベスト・プラクティスに従い、廃棄物の適切な特性記述および処理を保証する必要があります。

危険物質

サプライヤーの皆様には、危険物や化学物質を特定し、安全な取り扱い、動作、保管、リサイクル、再利用、廃棄を確実に実施することを要請いたします。危険性物質と関係するすべての適用法令に厳格に従う必要があり、特に残留性有機汚染物質(POP)に関するストックホルム協定、水銀に関する水俣協定および有害廃棄物移動・処分の管理に関するバーゼル条約などの国際条約への厳密なコンプライアンスが必須となります。

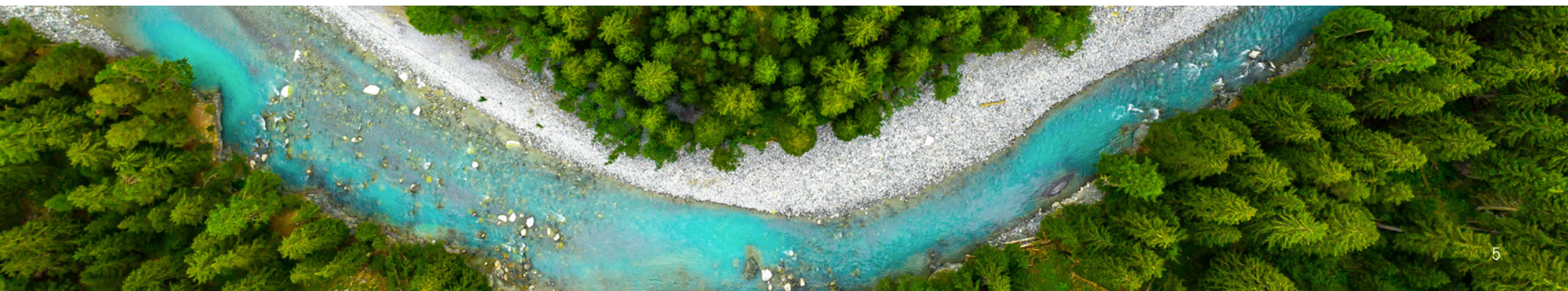
生物多様性と自然の生息環境維持

サプライヤーの皆様には、自然の保全に努め、天然森林やその他の生態系の変更、破壊、損傷等に加担しないことを要請いたします。これを保証するために、サプライヤーの経営戦略に、生物多様性保全と、自然の生息環境を保護し、復旧する実践的な対策を統合することが期待されます。

監視と報告

サプライヤーの皆様は、その環境的影響の正確な記録の維持と、温室効果ガス排出データ、エネルギー消費量、再生可能エネルギーミックス、廃棄物管理と用水使用を含みかつこれらのみに限定されない、科学に基づくインパクト削減目標を設定することを要求されます。

サプライヤーの皆様はビューラーから要請を受けた場合、環境方針と目標へのコンプライアンスを確認するため、これらの情報をビューラーにご提供いただく必要があります。このデータは、監査または事前評価のモニタリング、改善、支援のために使用されます。



サプライヤー行動規範 – 社会的責任

サプライヤーの皆様には、国際的に認められた人権を尊重し、本規範で定められる原則や規約を遵守することが求められます。

強制労働

国際労働条約29号と105号に従い、サプライヤーの皆様には強制労働や、その他奴隷労働、人身取引に関わったり、利益を得たりすることは、いかなる形態でも禁止されます。

児童労働

サプライヤーの皆様には、下に指定された最低年齢未満の児童を雇用しないことが求められます。すべての児童は、経済搾取や児童の教育に危険、破壊的、また児童の健康や生育に有害と考えられる業務から保護する必要があります。ILO条約138号に従って、雇用または就労の最低年齢は15才以上、あるいは条約の第2.4号に指定された国では14才以上です。さらに、ILO条約182号に従って、危険業務への従事が可能な最低年齢はいかなる状況においても18才以上となります。

平等の権利、公正な扱い

国際労働条約111号に従い、サプライヤーの皆様にはあらゆる形態の不公平な扱いや差別的な扱いを拒否することを要請いたします。このためには差別のない職場環境の維持が必要です。いかなる精神的、身体的、性的、言葉による虐待も許容されません。サプライヤーの皆様はさらに、職場での女性の権利を守り、女性のスキル開発に積極的に参加し、職場において公正なキャリアアップの機会を提供する必要があります。

結社の自由と団体交渉権

国際労働条約の87号および98号に従い、サプライヤーの皆様には、従業員が労働組合を結成し、また適用される法令に従って、従業員に組合活動に参加すること、団体交渉権を認めることが求められます。

健康と安全衛生

サプライヤーの皆様には、労働者の安全衛生に関連する適用法、国際労働条約120号と、国際的な労働衛生標準に従って、労働災害の負傷防止や、職場での感染症などの疾病予防に努めることが求められます。



サプライヤー行動規範 – 社会的責任

労働時間と賃金

サプライヤーの皆様は、ILO協定の1号および30号に基づく、業務時間に関する準拠法に従う必要があります。時間外勤務は、強制ではなく労働者の任意によって行い、適用される法規定の義務に従い、超過勤務手当を支払う必要があります。また労働者には、地域要件の法規制および規則に従って、休憩時間を提供する必要があります。賃金、福利厚生、時間外手当支給の最低水準については、国内法および協定に従う必要があります。さらにサプライヤーの皆様は、法律上必要な公休日、有休あるいは病欠などの休暇を提供する必要があります。賃金から懲戒としての控除を行うことは禁止されます。

地域コミュニティ、少数民族、先住民

サプライヤーの皆様には、先住民および地域コミュニティに否定的に影響を及ぼす恐れのある、有害な土壌変更、水や、大気への汚染、雑音あるいは過度の用水消費を引き起こさないことが求められます。これには食糧保全と生産に必要な自然環境を破壊しないこと、

安全で清潔な飲用水へのアクセスを妨げないことが含まれます。サプライヤーの皆様は、コミュニティの生計を支える土地、森林および用水を不法に奪取することは禁止されます。治安部隊を雇用または使用する場合、部隊の行動が、拷問や残酷行為、非人間的行為、侮蔑的処遇の禁止事項を守り、生命または四肢に危害を及ぼさず、組織権あるいは結社の自由を妨げないことを保証する必要があります。

紛争鉱物

サプライヤーの皆様には、鉱物に関連し適用される法律と国際標準の遵守を要請いたします。特に、EU 紛争鉱物規則 (EU) 2017/821 と現地で施行されている規制、ドッド＝フランク・ウォール街改革・消費者保護法のセクション 1502、OECD 紛争 地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスがこれに含まれます。一般的には、製品の中で、武装集団の資金調達源や利益となるおそれがあったり、人権侵害が行われている紛争地域から派生した鉱物を使用しないことが必要です。



サプライヤー行動規範 – 実行と改善

実行とモニタリング

サプライヤーの皆様はこの行動規範の全文に削除や改変なく同意し、その実施を保証する必要があります。ビューラーは、規範へのサプライヤーの順守状況を確認する権利を持ちます。このモニタリングは、資格を認められた第三者によって、事前予告なく実施される可能性があります。サプライヤーの皆様は、上記要件を完全に遵守していることの証憑を保存し提供することで、ビューラーのモニタリングに協力することに合意します。ビューラーは、評価結果をサプライヤーに通知します。

サブサプライヤー

サプライヤーの皆様には、この規範で定められている原則と標準が、サプライヤーの皆様の下請け業者においても、遵守されるよう促進することを要請いたします。

違反と是正措置

ビューラーは、サプライヤーの皆様と協力し、社会および環境への影響の向上に継続的に取り組んでいます。このため、サプライヤーの皆様との対話を積極的に行う中で、これらの改善可能性を追求し、目標達成のための適切な措置を合意します。ただし、この規範の要件にサプライヤーが従っていない、または合意された期間内には是正措置が講じられなかった場合には、ビューラーは、補償責任や義務を負うことなく、サプライヤーの皆様とのすべての業務取引を即刻打ち切る可能性があります。

本規範や適用法に対する違反が生じた場合は、以下の連絡先まで報告することが必要です。 complianceboard@buhlergroup.com

サプライヤー行動規範

確認

私たちは、この規範の内容を理解し、同意し、完全に遵守することを、署名をもってここに認めます。

会社名

会社事業登録/許認可登録ID/コード/番号

会社印

氏名および役職

署名

日付および場所

Bühler Group

www.buhlergroup.com